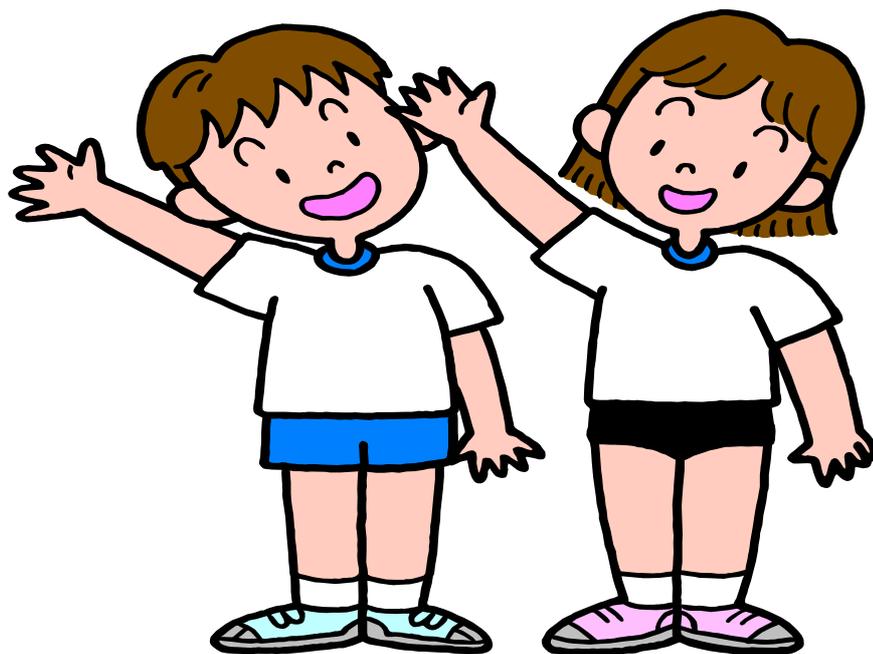


# 理解と指導のために

ー 特別支援教育コーディネーターの実践ハンドブック ー



平成19年度

広島市教育委員会

はじめに

近年、医学や心理学等の進展、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障害の概念や範囲は変化してきています。平成14年の文部科学省の調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が全体の6.3%の割合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は学校教育における喫緊の課題となっています。

こうしたことから、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等も含め全ての障害のある幼児児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握し、当該幼児児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うことがより一層求められています。

これが「特別支援教育」の理念です。

本市では、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への理解と指導の充実を図ることから、昨年度「特別支援教育指導資料 理解と指導のために ー学習支援の実際ー」を作成・配付しました。

本年度は、各学校の特別支援教育コーディネーターの資質と専門性の向上のため、また、誰がコーディネーターになっても、これを見れば幼児児童生徒や保護者に適切な支援を行うことができるよう、本指導資料「特別支援教育指導資料 理解と指導のために ー特別支援教育コーディネーターの実践ハンドブッカー」を作成しました。

作成に当たっては、市内公立幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校の先生方に御協力をいただき、特別支援教育コーディネーターの役割と取組について実践をもとにまとめました。

各学校におかれましては、本指導資料を参考とされ、関係者相互の連携を図りながら支援内容を具体化され、園内、校内全体の支援体制のもとに幼児児童生徒一人一人が豊かに充実した園・学校生活を送ることができるよう、一層努められることを期待するものです。

終わりに、本指導資料の作成に当たり、御協力いただきました作業部会委員の先生方に、心より感謝申し上げます。

平成20年3月

広島市教育委員会学校教育部  
特別支援教育室長 中尾 秀行

# 目 次

## 1 解説

- (1) 特別支援教育コーディネーターの役割について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 主な関係機関について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 2 実践事例

- (1) 幼稚園の実践  
「幼児への支援を中心とした特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 4
- (2) 小学校の実践Ⅰ  
「児童の姿を共通理解することから始める特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 8
- 小学校の実践Ⅱ  
「担任への支援を中心とした特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 12
- 小学校の実践Ⅲ  
「個別の指導計画の作成を通じた特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 15
- 小学校の実践Ⅳ  
「児童のアセスメント通じた特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 21
- (3) 中学校の実践Ⅰ  
「保護者の思いにふれる“若葉マーク”特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 24
- 中学校の実践Ⅱ  
「個別の指導計画の作成を通じた特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 28
- 中学校の実践Ⅲ  
「生徒指導部との連携を中心とした特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 34
- (4) 高等学校の実践  
「支援が必要な生徒に対応する特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 38
- (5) 特別支援学校の実践  
「小・中学校等への支援を中心とした特別支援教育コーディネーターの取組」・・・・・・・・ 40

## 1 解説

### (1) 特別支援教育コーディネーターの役割について

#### 特別支援教育コーディネーターの役割

園・校内委員会  
での推進役  
園・校内の関係  
者、関係機関と  
の連絡・調整



- ・ 園・校内委員会の推進役として、園・校内の教職員の連絡調整及び個別の指導計画作成について参画します。
- ・ 関係機関との連絡調整が必要になったときの窓口となります。
- ・ ケース会議（園・校内委員会）のための情報収集と準備を行います。

#### 「園・校内委員会」って、何をすればいいの？

- 全教職員で取り組んでいくという意識の明確化を目指し、組織化、協働化を図ります。
- 年間の研修、相談計画を立案、実施し、全教職員と情報を共有します。
- 個々の幼児児童生徒等の支援内容や方法を協議し、決定し、情報を共有するためのネットワークを構築します。
- 関係機関との連携を図ります。
- 個々の課題を明らかにし、適切な支援を行うようにするため、各園・学校で個別の指導計画のフォーマットを作成し、全教職員に周知できるようにします。

巡回相談指導  
の専門家チー  
ムとの連携



- ・ 園・校内委員会において、専門家チームに依頼する必要性について検討をするため、専門家チームに提出する資料を担任や園・校内委員会の構成員が作成します。
- ・ 専門家チームからの情報を収集、整理し、個別の指導計画や園・校内での支援につなげます。



#### 専門家チーム？

- ・ 専門家チームは、専門的な知識等を有する大学教授、医師等で構成されています。
- 巡回相談指導では、1名の専門家チーム委員が園・学校訪問し、幼児児童生徒の様子を観察した後、指導・助言を受けます。
- 指導・助言を支援につなげましょう。



## 担任への支援

- ・ 担任の悩みに耳を傾け、幼児児童生徒の情報を偏りなく多角的に聞き取り、状況を整理します。
- ・ 担任に対して助言し、園・校内における支援体制についての模索を行います。



## 保護者に対する 相談窓口

- ・ 担任等との連携のもと、保護者の気持ちを受け止めて、願いや課題点を丁寧に聞き取ります。
- ・ 保護者ととともに課題点や改善点について内容を絞り、共通理解しながらそれぞれの立場でできること、一貫性のある対応策を導き出します。

### <引用・参考文献>

小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）文部科学省 平成16年1月  
特別支援教育コーディネーター養成研修マニュアル 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 平成18年1月

## (2) 主な関係機関について

～どんなときに、どんなところ？～

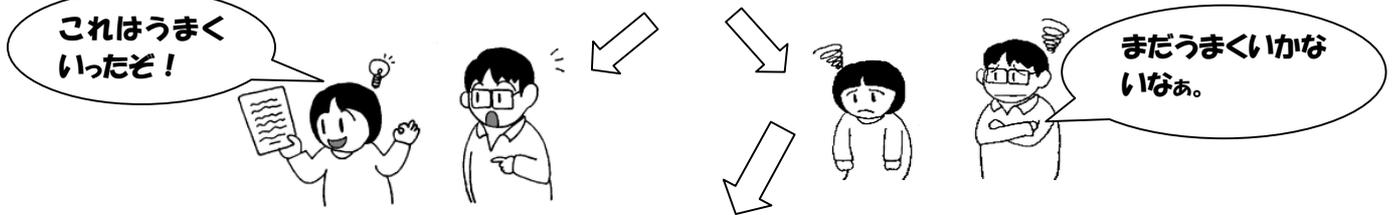
各園・学校では、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、適切な指導が可能となるよう、校内委員会等で支援内容を検討し、実践を行っています。

しかし、障害の多様化・複雑化により、園・学校だけでは解決することが困難なケースも多く見られるようになってきています。

そんな時、どんな関係機関と連携すればよいのでしょうか。



**校内委員会で支援内容、方法の検討・実施**  
(園長・校長、副園長・教頭、特別支援教育コーディネーター、担任等)



関係機関との連携			
医学的な診断が必要である場合について	家庭環境等が児童生徒の不適応等の主たる要因であると考えられる場合について	就学についての相談及び各園・学校における指導の充実について	
広島市こども療育センター	児童相談所	教育委員会	
		青少年総合相談センター	特別支援教育室
<p>「からだところ」の発達に何らかの心配のある18歳までの子どもさんの発達を支援する専門の医療機関です。</p> <p>医師による診察、必要に応じて検査や治療・訓練などが継続して行われます。</p> <p>医師による診察の結果、お子さんの心身の発達について支援が必要な場合には、専門のスタッフがお子さんの発達を見守りながら、その時々に応じた支援を行っています。</p> <p>また相談員が電話による相談をお受けしています。</p>	<p>児童福祉司や心理療法士などの専門スタッフが解決方法を一緒に考え、アドバイスなどをしながら、その子に必要な援助をします。具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心理診断、カウンセリング</li> <li>○ 適切な他機関への紹介</li> <li>○ 学校や警察など関係機関との連携</li> <li>○ 一時保護</li> <li>○ 乳児院や児童養護施設などへの入所</li> <li>○ 里親での養育</li> <li>○ メンタルフレンドの派遣</li> </ul>	<p>障害のある子どもについての就学・教育相談を行います。</p>	<p>専門家チーム等による巡回相談指導等による幼児児童生徒の実態把握及び適切な指導及び必要な支援についての指導・助言を行います。</p>
263-0683	263-0694	504-2197	504-2494

